

まつさかすくすく応援パッケージQ&A

*令和7年4月1日以降に出産された、または出産される予定の方が対象のQ&Aとなります。

妊娠届出時面談・たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)について

質問		回答
1	誰が面談を行うのですか？面談ではどんなことをするのですか？	保健師が妊婦さんと面談を行います。妊娠中の過ごし方やサービスなどの説明を行い、出産までの見通しがたてられるようたまひよプラン(妊娠期)と一緒に立案します。心配なことや聞きたいことなど何でもご相談下さい。 また「たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)」の申請についても説明があります。
2	体調が悪く妊娠届出に妊婦本人が行けませんが、家族に行ってもらっても良いですか？	可能な限り妊婦さんと面談させていただきたいと考えております。やむを得ない事情(体調不良・仕事の都合等)で本人が来所できない場合はご家族の方でも妊娠届出や母子健康手帳の発行はさせていただきますが、たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)の申請者は妊婦さんとなりますので、体調や不安等の確認を含め、必ず電話等で妊婦ご本人様に確認や聞き取りをさせていただく必要がありますのでご了承下さい。
3	たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)は妊婦本人しかもらえないのか？ほかの家族の口座への振り込みでも良いのですか？	たまごギフトは妊婦を対象とした給付金のため、申請者は妊婦本人のみとなります。振込先も妊婦本人の口座となりますが、口座をお持ちでない等のご事情がある場合はご相談下さい。
4	たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)は流産・死産・人工妊娠中絶となった場合でも支給対象となりますか？	たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)は妊娠に着目した支給であるため、流産・死産・人工妊娠中絶の場合も支給の対象となります。
5	妊娠届出前に流産・人工妊娠中絶となった場合でも支給対象となりますか？	妊娠届出前であっても、産科医療機関で医師による「胎児心拍」の確認が出来ており、妊娠(異所性妊娠等を除く)の事実が確認出来る場合は、たまごギフト・ひよこギフト(妊婦のための支援給付金1回目・2回目)の対象となります。
6	妊娠届出前に流産・人工妊娠中絶となった場合どのように申請すればよいですか？	たまごギフト・ひよこギフト(妊婦のための支援給付金1回目・2回目)の受給には、松阪市で妊婦給付認定を受ける必要があります。産科医療機関で医師による「胎児心拍」の確認が出来ており、妊娠の事実が確認出来る場合は、産科医療機関で証明書等の交付をお受けください(自費)。証明書を持参の上、妊婦給付認定及び胎児数の届出兼たまごギフト・ひよこギフト(妊婦のための支援給付金1回目・2回目)の申請を、こども家庭センター、各地域振興局の窓口または郵送にて行ってください。
7	妊娠届出を出した後、流産し、再度妊娠したが、たまごギフトはもう1度もらえますか？	1回の妊娠につきたまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)5万円が支給されます。妊娠回数に制限はございません。
8	妊娠届出の面談を松阪市で行ったが、他市町へ引っ越した。たまごギフトはどこでもらえますか？	たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)の支給は、面談時点ではなく、ギフト申請時点での妊婦の住民票所在地の市区町村が行います。申請時に住民票のある市町村へ申請をしてください。
9	市外で妊娠届出をしたが、その後松阪市に引っ越してきた。松阪市でたまごギフトがもらえますか？	妊娠届出を提出した自治体で、たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)の支給を受けていない場合は、松阪市で申請が可能です。
10	市販の妊娠検査薬で陽性となったがたまごギフトは受け取れますか？	産科医療機関を受診し心音の確認が出来、妊娠の事実が確認された場合のみ、たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)の申請対象となります。産科医療機関より「妊娠届出書」が発行された後、こども局こども家庭センター(健康センターはるる)、各地域振興局の窓口にお越しください。

ぴよママ面談(妊娠8か月頃面談)について

質問		回答
11	誰が面談を行うのですか？面談で何をしますのですか？	保健師、及び所定の研修を受けた者(松阪子どもNPOセンター職員)が実施します。事前に回答していただいたアンケートを基にお話をさせていただいたり、出産前後に使えるサービスの案内などを行います。
12	ぴよママ面談(妊娠8か月頃面談)は絶対に受けなければいけないですか？受けないとどうなりますか？	ぴよママ面談は実施の有無によりなにか不利益が出るようなことはございません。しかし妊娠8か月頃は予定日が近づいてきて、出産の不安やその後の生活・子育てについて不安が出てきやすい時期ですので、少しでも不安がある方はぜひ面談させていただければと思います。
13	妊娠8か月より前や後に面談を希望したい場合はどうすれば良いですか？	面談希望を聞きとるぴよママアンケートをSMSまたは郵送で妊娠7～8か月頃に送らせていただきます。ご出産されるまで受けていただくことができますので、面談日程調整の際にご希望をお伝えください。7か月より早い時期に面談をご希望の方はこども家庭センター(0598-20-8087)にお問い合わせください。

赤ちゃん訪問・ひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)について

質問		回答
14	市外で出産したが赤ちゃん訪問を受けずに松阪市に引っ越してきた。ひよこギフトの申請はできますか？	転入前の自治体で未支給の場合は、松阪市で赤ちゃん訪問を実施させていただき、その際にひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)の申請について説明をさせていただきます。転入手続きをこども家庭センター・各地域振興局にて行っていただき、訪問希望であることをお伝えください。
15	松阪市に住民票があるが、里帰り先で赤ちゃん訪問をもらった場合はギフトの申請はどこにすればよいですか？	赤ちゃん訪問を松阪市以外で実施した場合は、訪問を実施した市区町村との情報の共有後、松阪市へひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)を申請していただけます。里帰り先での訪問が終了し、訪問結果を松阪市で確認した後にギフトの申請方法をお伝えするためお電話させていただきます。
16	赤ちゃん訪問が終わらないとひよこギフトの申請ができませんか？誰がいつ赤ちゃん訪問に来てくれますか？	原則は赤ちゃん訪問の際に、ひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)の説明と申請方法をお伝えしますので、訪問後よりご申請いただけます。赤ちゃん訪問は生後1か月～4か月の間に実施しております。生後1か月～2か月頃にお電話にて日程調整をさせていただいております。場合により出産予定日の8週間前の日以降での支給を検討いたします。ご相談ください。
17	ひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)は流産・死産・人工妊娠中絶となった場合でも支給対象となりますか？	ひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)は妊娠に着目した支給であるため、流産・死産・人工妊娠中絶の場合も支給の対象となります。
18	松阪市で出生届を出したが、赤ちゃん訪問を受ける前に市外に引っ越した。ひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)はどこでもらえますか？	ひよこギフト(妊婦のための支援給付金2回目)の支給は、赤ちゃん訪問時点ではなく、ギフト申請時点での住民票所在地の市区町村が行います。申請時に住民票のある市区町村へ申請をしてください。

その他	
質問	回答
19 面談を受けないとギフトをもらえませんか？	たまごギフト・ひよこギフト(妊婦のための支援給付金)は、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、面談と給付を一体的に実施されますので、原則面談後にギフトの申請をしていただくことができます。流産・死産等のやむを得ない事情がある場合はご相談下さい。
20 双子を妊娠・出産した場合はいくらもらえますか？	たまごギフトは妊婦1人につき5万円、ひよこギフトは胎児数1人あたり5万円となります。双子を妊娠した場合、たまごギフトは5万円、ひよこギフトは5万円×2人で10万円の支給となります。
21 住民票を置いたまま、海外で妊娠出産して帰国した場合はギフトをもらえますか？	たまごギフト・ひよこギフトは妊婦が住民票所在地(松阪市)に対し妊婦給付認定の申請を行い、認定された後に支給されます。海外で妊娠・出産した場合であって、当該妊娠期間に松阪市に住民票がある場合には、認定の申請を速やかに行っていただき、ギフトの申請をしてください。申請には期限がありますので詳しくは、松阪市こども家庭センターへお問い合わせください。
22 転入前にもギフトを受け取っているが、松阪市に転入後も再度ギフトを受け取れますか？	二重にギフトを受け取ることはできません。二重支給を防止するため、必要時、転入前自治体に問い合わせる場合がございます。
23 居住地は松阪市だが、住民票は市外にある場合はギフトはどこで申請すればよいですか？	たまごギフト・ひよこギフト(妊婦のための支援給付金)の支給は、居住地ではなくギフト申請時点での住民票所在地の市区町村が行います。申請時に住民票のある市区町村へ申請をしてください。
24 ギフトの申請期限はありますか？ (R7.4.1以降に妊娠届または出産した場合)	たまごギフト(妊婦のための支援給付金1回目)は、医療機関で胎児心拍が確認された日から2年間となります。 ひよこギフトは(妊婦のための支援給付金2回目)は、出産によりこどもの数が確定した日から2年間となります。また流産・死産等の場合は、医療機関で妊娠していた胎児数を確認した日から2年間となります。 *R7.3.31以前に妊娠届出または出産した妊婦は期限が異なります。